



# 経過措置終了に伴う 割引率の変更について

ETC2.0 搭載車両以外にも適用されている車両単位割引の 10%拡充の経過措置は、**本年12月末で終了**となります。一方、ETC2.0 搭載車両の割引率の拡充については、平成30年3月末まで継続の予定です。【下図参照】

ETC2.0 車載器の新規ご購入・セットアップ・取付で受けられる助成金があります。詳しくは組合担当者までお問い合わせください。

◆現行

自動車1台ごとの 1ヶ月の高速国道の ご利用額	割引率
5千円を超え、1万円 までの部分	20%
1万円を超え、3万円 までの部分	30%
3万円を超える部分	40%



◆変更後

自動車1台ごとの 1ヶ月の高速国道の ご利用額	割引率	
	ETC2.0	ETC2.0 以外
5千円を超え、1万円 までの部分	20%	10%
1万円を超え、3万円 までの部分	30%	20%
3万円を超える部分	40%	30%

## 車両制限令違反にご注意

平成29年4月1日から、車両制限令違反者に対する割引停止措置等が見直されることになりました。

悪質な違反者は、即時告発をもって割引停止が課せられます。

また、違反点数の累積期間が、従来の3か月から2年間と大幅に長くなります。

くれぐれも重量超過等の違反にならないよう、ご注意ください。



## 積荷の確認をお忘れなく

10月は重大な事故に繋がる恐れがある落下物の減少に向けた啓発強化月間になります。高速道路では、高速走行により一般道以上の風圧や振動が積荷にかかります。出発前に十分な落下防止措置を取ってください。

長距離の場合は途中のPAで、積荷の再点検をすることも、有効な落下防止策です。



【雑感】 今月偶然にも事業の継承について、3名の組合員企業の代表者から話を聴かせてもらう機会に恵まれた。1社は最近先代から受け継いだばかりの40代。まずは本業のみに経営資源を集中させて基礎を盤石にする、と明確に話された。2社はいつ・誰にバトンを渡すか、それまでにどういう状態に自社をしておくべきか、と奇しくも同じことを話してくださった。これから会社を引っ張る人と今まで引っ張ってきた人。状況は正反対だが、トップとしての覚悟を私にも感じ取らせてくださった点において、何か共通のものがあるように思えた。